

十和田市物価高騰対策事業者支援給付金(運送事業者)に係るQ&A

問1 支給対象となる事業について、詳しく教えてください。

市内に本社又は事業所を有する事業者で、

- ・貨物自動車運送事業
- ・軽貨物自動車運送事業

問2 提出書類を教えてください。

①給付金支給申請書（オモテ・ウラ）

②申告に関する書類

- ・個人事業主：令和4年分確定申告書類又は令和5年度市民税・県民税申告書類等の写し
- ・法人事業者：直近事業年度分の法人市民税の確定申告書類の写し

③営業許可証等の写し（詳しくは問3参照）

④車両登録台数が分かる書類等の写し

問3 提出書類のうち、業種別営業許可証等の写しとは、何を提出すればいいですか。

○貨物事業者運送

- ・貨物自動車運送事業に係る許可書等の写し
- ・軽貨物自動車運送事業経営届出書等の写し

問4 どのような車両が対象になりますか。

以下の全ての要件を満たす車両が対象となります。

- ①営業用（緑ナンバー・黒ナンバー）の車両
- ②市内の本社や営業所等を使用の本拠とする車両
- ③現に事業に使用している車両

登録はあるものの現に事業に使用していない車両は対象になりません。

問5 市内と市外に営業所がありますが、市外の営業所の車両も対象になりますか。

市内の本社や営業所等を使用の本拠とする車両のみが対象となります。

問6 他の給付金を受けていても対象となりますか。

同時期に実施している物価高騰対策事業者支援給付金（社会福祉施設・医療施設・保育施設、農業者、宿泊事業者、中小企業者）を受給（予定も含む）している場合は、対象となりません。その他の給付金は、受けていても対象となります。

問7 最近創業したばかりですが対象になりますか。

申請日時点で創業しており、他の要件も満たしていれば対象となります。

問8 新型コロナウイルスや燃料費高騰の影響で現在休業していますが、対象となりますか。

申請日時点で営業していなければ対象となりません。また、事業を一部縮小するため休車している車両がある場合、その車両については支給対象になりません。

十和田市物価高騰対策事業者支援給付金(運送事業者)に係るQ&A

問9 申請書はどこで入手できますか。

申請書は市ホームページからダウンロードできるほか、商工観光課の窓口にて配布しています。

問10 申請期間・申請方法は？

申請期間は令和6年1月11日から2月29日までです。

商工観光課へ郵送または持参にて必要書類をご提出ください。

市ホームページから電子申請もできます。

問11 確定申告書、市民税・県民税申告書の控えを持っていません。

申告書の控えをお持ちでない十和田市民の方は、市で申告状況を確認します。ただし、確認に時間を要し、支給が遅れる場合がありますので、申告書をお持ちの方は必ず添付してください。

また、令和5年度十和田市エネルギー価格高騰対策事業者支援給付金の申請時に添付している場合は、省略することができます。(個人事業主のみ)

問12 市税の滞納がない証明等は必要ですか。

市で納税状況を確認しますので、証明書等の添付は必要ありません。ただし、申請日の前後に納付された場合は、領収済納付書の写しを添付してください。添付がない場合は、後日、納付確認のご連絡を差し上げる場合があります。

問13 給付金はいつ頃支給されますか。

申請書提出から概ね3週間後の支給となります。(申請受付後2週間で支給の可否を決定し、その後、1週間程度で口座に振込となります。)

問14 振込先は誰でもよいですか。

申請者(事業主)の口座(法人の場合は法人口座)のみとなります。

問15 申告をしていません。どうすればいいですか。

まずは税務署で確定申告をお願いします。申告後、申告書の控えを添付して当事業の給付申請をしてください。

・十和田税務署：0176-23-3151(音声ダイヤルで「2」を押す)

※税務署で確定申告不要と言われた場合は、十和田市役所税務課にて市民税・県民税の申告を行ってください。税務課 市民税係 直通：0176-51-6766・6767

問16 この給付金は税務申告上は何収入になりますか。

個人事業主の方は、「営業収入の雑収入」となります。

問17 なぜ市税等に滞納があれば対象外なのですか。支援措置なのだから全ての事業者へ給付すべきでは？

市民の皆さんが納めた税金から給付金を支給するという考え方から、直近年度の滞納がないことを条件としています。